

水質環境基準(河川)の水域類型指定の見直しについて

1 環境基準の類型の当初指定及び見直しの経緯

環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されている。

水質環境基準には、健康項目と生活環境項目の2つがあり、健康項目の環境基準は全水域に一律の基準が適用される。一方で、生活環境項目の環境基準は国又は県が水域群別に類型指定を行った水域ごとに適用される。

また、類型指定は、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜見直すこととされており、水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを勘案し、水域毎に類型の見直しを行っている。

河川においては、前回の見直しから約10年が経過し、水質がさらに改善されてきた現状があるため、来年度以降、順次、類型の見直しの検討を進めていく。

< BOD等に関する類型の水域類型指定状況 >

	指定年月日	指定水域
当初の指定	昭和45年度～	38河川49水域
見直し(前回)	平成7年度～16年度	14河川18水域
見直し(今回)予定	平成28年度～31年度	水域毎に検討

2 見直しスケジュール(案)

利用目的の適応性に合致していない水域など、優先度の高い水域を含むブロックから順次見直しを検討し、ブロック毎に2年計画で進める。

< 見直しスケジュール(案) >

内容*		年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
1年目	利水状況調査、 水質・流量調査など	A ブロック	B ブロック	C ブロック	D ブロック	
2年目	類型見直し案作成、 環境審議会への諮問など		A ブロック	B ブロック	C ブロック	D ブロック

A：五条川、新川、日光川、豊川等水域

B：矢作川水域

C：境川等水域

D：庄内川等水域、名古屋市内水域

【内容*】

1年目：利水状況調査、水質・流量調査など将来水質予測の作成に必要な事項の調査

2年目：将来水質予測、類型見直し案の作成、環境審議会への諮問、関係機関協議、

パブコメなど

参考 関連する国の通知等

【水質汚濁に係る環境基準について】(昭和46年環境庁告示第59号)

(類型見直し関連抜粋)

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1)、(2) 略

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

(以下、省略)

【環境基本法第16条】(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

(類型見直し関連抜粋)

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

(以下、省略)

【類型を当てはめる水域の指定に関する事務】愛知県

木曾川、天竜川の水質汚濁：国が指定

それ以外の河川の水質汚濁：愛知県が指定

水質汚濁に係る環境基準(河川：BOD等)の水域類型の指定状況

	水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
	木曽川水域	木曽川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	□	昭和45年9月1日 閣議決定
		木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	イ	平成14年7月15日 環境省告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
Aブロック		五条川下流	待合橋より下流	E	イ	平成8年3月29日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
		新川下流	新橋より下流	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
		日光川	全域	E	ハ	
Dブロック	庄内川等 水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和61年3月31日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)
		庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D	イ	平成8年3月29日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
		庄内川下流	水分橋より下流	D	イ	
		矢田川上流	大森橋より上流	D	□	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢田川下流	大森橋より下流	D	イ	平成17年3月25日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)	
	名古屋市内 水域	荒子川	全域	E	イ	平成9年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
		中川運河	全域	E	イ	
堀川		全域	D	イ		
山崎川		全域	D	イ		
天白川		全域	C	イ		
Cブロック	境川等水域	境川上流	新境橋より上流	B	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定
		境川下流	新境橋より下流	C	□	
		逢妻川上流	境大橋より上流	D	ハ	
		逢妻川下流	境大橋より下流	D	イ	平成10年3月30日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
		猿渡川	全域	D	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定
		朝鮮川	全域	C	イ	平成10年3月30日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
		半場川	全域	C	□	昭和45年9月1日 閣議決定
		長田川	全域	C	□	
		稗田川	全域	C	□	
		高浜川	全域	C	□	
		新川	全域	C	□	
阿久比川	全域	C	□	昭和47年3月31日 愛知県告示		
Bブロック	矢作川水域	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	A A	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
		矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工ま	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
		矢作川下流	明治用水頭首工より下流	B	イ	
		乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ	
		乙川下流	岡崎市取水口より下流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
		巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
		矢作古川	全域	C	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
		鹿乗川	全域	C	□	昭和50年3月31日 愛知県告示
		介木川	全域	A	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
		男川	全域	A	イ	
雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	A	イ			
木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示		
Aブロック	豊川等水域	豊川上流	宇連川合流点より上流	A A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
		豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
		豊川下流	下条上水道取水地点より下流	B	イ	
		宇連川	全域	A A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
		豊川放水路	全域	C	イ	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
		梅田川	全域	C	ハ	昭和50年3月31日 愛知県告示
		音羽川	全域	C	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
		佐奈川	全域	D	イ	(昭和62年3月30日 愛知県告示)
汐川	全域	E	ハ	昭和62年3月30日 愛知県告示		
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	A A	□	平成8年3月29日 愛知県告示	
	天竜川(4)	早木戸川合流点から鹿島橋まで。(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)(全域)を除く)	A A	イ	昭和47年4月6日 環境庁告示	